

西条市農業委員会 令和5年度 第2回総会 議事録

1. 日 時 令和5年5月8日(月) 午後1時58分から午後3時16分

2. 場 所 西条市役所本館 5階大会議室

3. 会議構成員現在総数 農業委員24名 推進委員30名

4. 農業委員 出席者 22名 欠席者 2名 出席率 91.7%
推進委員 出席者 27名 欠席者 3名 出席率 90.0%

○農業委員出席者氏名

会 長 8番 加藤 茂

会長代理 12番 渡邊 敏昭

委 員 1番 越智 一志 11番 栗田 房信 21番 越智 信仁
2番 明比 典正 13番 川上 義則 22番 戸田 博明
3番 徳増 靖記 14番 山田 好一 23番 真鍋 美鈴
4番 一色 達夫 15番 村上 繁敏 24番 高橋 忠親
5番 高橋 豊重 16番 武田 喜義
6番 西原 昇 18番 青野 武
7番 高木キクミ 19番 曾我 照一
10番 長谷川孝師 20番 越智 栄二

○欠席者氏名

9番 井上 雅貴 17番 伊藤 健一

○推進委員出席者氏名

委 員 1番 寺田 昌直 12番 森田 忠茂 24番 大西 宗次郎
3番 石川 孝幸 13番 一色 和成 25番 佐々木 則幸
4番 加藤 武司 14番 武方 謙一 26番 越智 勝邦
5番 伊藤 正夫 16番 鈴木 伸二 27番 玉井 隆志
6番 伊藤 龍二 17番 垂水 久明 28番 桑原 俊樹
7番 日野 哲也 18番 山内 強 29番 曾我 敏数
8番 宮武 恭宏 19番 黒川 俊彰 30番 今井 文雄
9番 岡本 省三 21番 高橋 寿夫
10番 安藤 英利 22番 永井 和俊
11番 篠森 均 23番 山内 信政

○欠席者氏名

2番 一色 信之 15番 武田 義臣 20番 高橋 正

5. 議案について

- 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請書に対する意見の決定について
- 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請書に対する意見の決定について
- 議案第4号 農業振興地域整備計画変更に対する意見の決定について
- 議案第5号 農用地利用集積計画に対する意見の決定について
- 議案第6号 西条市農地利用最適化推進委員の候補者の選任について
- 報告事項 報告承認案件（農地法第18条6項に係る通知等）

6. 農業委員会事務局職員

- 事務局長 高橋修平 西部分室長 戸田 徹
- 事務局次長 高橋徹也
- 事務局主査 渡邊龍也 事務局主任 宇佐美紀興

7. 議事内容

事務局	定刻前ではありますが、(出席) 予定の委員さん皆さんがおそろいになりましたので、ただ今から、令和5年度 第2回西条市農業委員会 総会を開会いたします。
	皆さん、ご起立ください。一同「礼」。ご着席ください。
	それでは、加藤会長がご挨拶を申し上げます。
会 長	【会長挨拶】
事務局	それでは議事に入ります。議事の進行は農業委員会会議規則の規定によりまして会長が行うこととなっておりますので、加藤会長、よろしくお願いいたします。
	【会長、議長席に着く】
議 長	それでは、ただ今から、令和5年度 第2回西条市農業委員会 総会を開会いたします。これより先は着座にて議事を進行させていただきますので、よろしくお願いいたします。
	【議事録署名人及び書記の指名】
議 長	まずはじめに、議事録署名人を私の方から指名させていただきます

す。

高橋豊重委員、西原昇委員の両委員にお願いいたします。

なお、本日、欠席届が農業委員につきましては、9番 井上雅貴委員、17番伊藤健一委員の両委員から出ております。農地利用最適化推進委員につきましては、2番 一色信之委員、15番 武田義臣委員、20番 高橋正委員から欠席届が出ております。

ただいまの出席農業委員数は、22名であります。農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、定足数に達しておりますので、本会議は成立いたしますことを報告いたします。

書記については、事務局の渡邊、宇佐美の両君にお願いをいたします。

それでは議案の審議に入ります前に、第1回総会において、次回総会時に報告することとさせていただいておりました次の2点について、報告をお願いしたいと思います。

まず、1点目が、議案第2号 農地法第5条関係、5号の株式会社〇〇が賃借権設定を受け店舗を建設しようとする申請につきまして、地元からの要望に対する〇〇、地元及び市との協議結果について、加藤委員さんよりお願いしたいと思います。

よろしくお願いいたします。

加藤武司委員

先ほど、会長さんの方からありましたようにしばらく時間をいただきたいと思います。4月の総会のときに〇〇グループの〇〇と地元との協議がまだ進んでいないということで、4月の11日に市役所の会議室で（協議を）行いました。

〇〇と市の下水道課、建築審査課、それと横黒の自治会でお話をしました。結果から言いますと、あまり進展はありませんでした。〇〇側としましては、これ以上の経費をかけたくないというのが結論でしょうね。当然、立場が違うので自治会としては、我々この地に住んでいる者としては、これからも何代も住んでほしいというのが最大の理由ですね。話の内容は、内水氾濫といいまして、台風、大水等々で床下、床上で氾濫があります。それが20年に一度か50年に一度かというようなことで、その時どうなるのかといった心配で内水氾濫に対する要望に少しでも協力してくれないだろうかというのが地元の話なのですが、先ほども言いましたように、（〇〇側は）これ以上の経費はかけたくないというので進展していないのが現状です。以上です。

議 長

加藤委員さん、この件については、まだ協議する予定はあるのでしょうか。

加藤武司委員 地元としては、来るのに対して反対というのではないですけども、先ほども言いましたように、20年、30年に一度といった災害が来たら困るということで、ポンプの設置等を少し協力していただろうかというのが一番の目的です。農業委員会の決定自体は問題ないんですけど、〇〇側は市の基準に沿っているので問題ないというんですけど、ただ、市側としては、地元との協議で理解をしていただかないとできませんよ、ということでした。専門家ではないので、どこまでどうしたらいいのかわからないんですけども、地元としては〇〇さんの出方(次第)とっております。いい知恵がありましたらと思うんですけど、ありませんか。

議長 行政側としては、下水の方とはまだ話を進めるようになっているんですか。

加藤武司委員 進めるかどうかというのはどうなんですかねえ。雨が降りましたらそこへ水が溜まりますよね、それを下へしみ込ませて解決すんだと。敷地内に貯留槽をしてくれてもいいんじゃないかというんですけども、今も言いましたけれども、経費の関係でそんなことはしたくないというようなことと、市の基準内でいけているのでいいんじゃないかということです。専門家じゃないので地元としても数字がでない。50の数字をクリアーしていたら〇〇もこれができるからいいでしょということです。

議長 ありがとうございます。加藤委員さん、お世話になりました。

つづきまして、2点目の、議案第4号 農用地利用集積計画関係申請番号4001番の西条市長が利用権設定を受けることについて、事務局より説明をお願いいたします。

事務局 先月の総会時、議案第4号において、徳増委員よりご質問のありました「農用地利用集積計画における『西条市長』が借り受けるケース」についてご説明させていただきます。

先月の議案では、丹原町池田の水田3筆、計454㎡につきまして、西条市長が利用権設定を受ける内容となっておりますが、これは、丹原小学校が学校田として使用するため借り受けたものであります。

なお、丹原小学校のほか、飯岡小学校、橘小学校、多賀小学校、三芳小学校、田滝小学校、中川小学校、小松小学校については、3

月の議案の集積計画に登載されておりましたので、併せてご報告いたします。

現在、市内8小学校で、合計8,433㎡が学校田として利用されていると状況となっております。以上です。

議長 ありがとうございます。
それでは、時間の関係上、議案の審議に入ります。

農地法第3条 関係

議長 議案書、3ページ、議案第1号、農地法 第3条の規定による許可申請について、を議題といたします。

議案内容について、事務局から説明いたします。

事務局 事務局の高橋です。よろしくお願ひします。
失礼して、着座にてご説明させていただきます。
議案書4ページをご覧ください。

19号は、〇〇の 〇〇 氏が、経営規模拡大のため、〇〇の 〇〇 氏から、所有権の移転を受けようとする申請であります。

20号は、〇〇の 〇〇 氏が、経営規模拡大のため、〇〇の 〇〇 氏から、所有権の移転を受けようとする申請であります。

21号は、〇〇の 〇〇 氏が、経営規模拡大のため、〇〇の 〇〇 氏から、所有権の移転を受けようとする申請であります。

22号は、〇〇の 〇〇 氏が、〇〇の 〇〇 氏から、贈与を受けようとする申請であります。

23号は、〇〇の 〇〇 氏が、経営規模拡大のため、〇〇の 〇〇 氏から、所有権の移転を受けようとする申請であります。

24号は、〇〇の 〇〇 氏が、〇〇の 〇〇 氏から、贈与を受けようとする申請であります。

25号は、〇〇の 〇〇 氏が、小作地開放のため、〇〇の 〇〇 氏から、所有権の移転を受けようとする申請であります。

議案書5ページをご覧ください。

26号は、〇〇の 〇〇 氏が、借地の購入のため、〇〇の 〇〇 氏から、所有者の移転を受けようとする申請であります。

27号は、〇〇の農事組合法人 〇〇 が、経営規模拡大のため、〇〇の有限会社 〇〇 から、所有権の移転を受けようとする申請であります。

28号は、〇〇の有限会社 〇〇 が、借地の購入のため、〇〇

の ○○ 氏から、所有権の移転を受けようとする申請であります。
29号は、○○の ○○ 氏が、経営規模拡大のため、○○の
○○ 氏から、所有権の移転を受けようとする申請であります。
以上11件、ご審議よろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。
ただ今、事務局より説明がございました11件であります。ま
ず19号より地元の委員さんのご意見をいただきたいと思いま
す。よろしくお願ひします。

地区委員 19号 問題ありません。
20号 問題ありません。
21号 問題ありません。
22号 問題ありません。
23号 問題ありません。
24号 問題ありません。
25号 問題ありません。
26号 問題ありません。
27号、28号 問題ありません。
29号 問題ありません。

議長 ありがとうございます。
地元の委員さんの方からも問題ないということではありますが、他
にご意見、ご異議等ございませんか。

委員一同 異議なし。

議長 ありがとうございます。
「異議なし」ということですので、以上11件を原案ど
おり許可することといたします。

農地法第4条関係

議長 次に、議案書6ページ、議案第2号、農地法 第4条の規定による
許可申請に対する意見の決定について、を議題といたします。
議案内容について、事務局から説明いたします。

事務局 それでは、議案書7ページをご覧ください。

1号は、〇〇の 〇〇氏が、自己住宅を建設しようとする申請で
ございます。

本件は、是正案件であり、申請人の父親が、自己住宅を建築した
際に住宅の一部が申請地に建設されておりました。今回、申請地を
調査したところ、当該土地が違反転用であることが発覚しました。
申請人は深く反省し、「以後、このような違法行為がないよう、農地
法を遵守します。」との始末書が提出されております。

2号は、〇〇の医療法人 〇〇が、露天駐車場に転用しようとする
申請でございます。

3号は、〇〇の 〇〇氏ほか〇名が、農家住宅敷地を拡張し、農
業用倉庫1棟を建設しようとする申請でございます。

本件は、是正案件であり、申請人の父親が、農家住宅を建築した
際に当該住宅の一部を申請地に建設するとともに、庭として利用し
ておりました。この度、農業用倉庫を建築するにあたり調査したと
ころ、当該土地が違反転用であることが発覚しました。申請人から
は、「関係法令を十分調査するとともに、関係者によく確認してこと
を行い、法令を遵守し、再びこのようなことが起こらないようにし
たいと思います。」との始末書が提出されております。

4号は、〇〇の 〇〇氏が、農家住宅敷地を拡張し、農業用倉
庫1棟を建設しようとする申請でございます。

本件は、是正案件であり、農機具、肥料等の保管場所がなかった
ため、約15年前に申請地に倉庫及び簡易倉庫を建設しておりました。
この度、申請人の長男の住宅を建設するにあたり調査を行った
ところ、当該土地が違反転用であることが発覚しました。申請人から
は、「農振法、農地法についての認識と理解が乏しく申し訳ありま
せんでした。法令違反を解消するため手続きを行うとともに、今後は
法令を遵守します。」との始末書が提出されており、農振除外の手
続きにつきましては、昨年11月の総会にてご審議いただき、既に
完了しております。

以上4件、ご審議よろしく申し上げます。

議 長 ありがとうございます。

ただ今、説明がございました4件ではありますが、1号から順次ご
意見を伺いたいと思います。よろしく願いいたします。

地区委員 1号 問題ありません。
 2号 問題ありません。
 3号 問題ありません。
 4号 問題ありません。

議 長 ありがとうございました。
地元の委員さんからも問題なしとのことでございます。他にご意見、ご異議等ございませんか。

委員一同 異議なし。

議 長 ありがとうございます。
「異議なし」ということでございますので、以上4件を原案どおり承認することとし、知事に進達をいたします。

農地法第5条関係

議 長 次に、農地法5条関係、議案書は8ページになります。議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請に対する意見の決定について、を議題といたします。

まず、26号について、審議いたします。

当案件について、〇〇委員は、申請人に当たり、自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項に該当することから、一旦ご退席願います。

(〇〇 委員 退室)

議 長 それでは、議案内容について事務局から説明いたします。

事務局 それでは、議案書10ページをご覧ください。

26号は、〇〇の 〇〇 氏ほか〇名が、〇〇の 〇〇 氏から使用貸借権設定を受け、自己住宅を建設しようとする申請でございます。

本件は、譲渡人である 〇〇 氏が、農振法及び農地法の許可なく、12年ほど前に農業用倉庫を建築しておりました。農業用の施設であり、かつ自分の所有地であるため、自由に建築できるものと認識していたため、「今後は法令を十分調査すると同時に関係者によく確認の上、農地法等の関係法令を遵守し、再びこのようなことが起こらないようにします。」との始末書が提出されており、農振除外の手続きにつきましては、本年2月の総会にてご審議いただき、既に完了しております。

以上1件、ご審議よろしくお願いたします。

議 長 ありがとうございました。
事務局より説明がございました1件であります、この1件につ
きまして、地元の委員さんから意見があれば、お願いしたいと思
います。

地区委員 26号 特に問題ありません。

議 長 ありがとうございます。
特に問題ないようでございますが、他にご意見、ご異議等ござ
いませんでしょう。

委員一同 異議なし。

議 長 ありがとうございます。
「異議なし」ということでございますので、本件を原案どおり承
認することとし、知事に進達いたします。
以上で、〇〇委員に関する案件は終了いたしましたので、入
室を認めます。〇〇委員さん、お入りください。

(〇〇 委員 入室)

議 長 それでは審議を再開いたします。
残りの13件について、事務局から説明いたします。

事務局 それでは、議案書9ページをご覧ください。
18号は、〇〇の 〇〇氏が、〇〇の 〇〇氏から使用貸借
権設定を受け、自己住宅を建設しようとする申請でございます。
19号は、〇〇の 〇〇氏が、〇〇の 〇〇氏から所有権移
転を受け、自己住宅を建設しようとする申請でございます。
20号は、〇〇の 〇〇氏が、〇〇の 〇〇氏ほか〇名から
所有権移転を受け、自己住宅を建設しようとする申請でございます。
21号は、〇〇の株式会社 〇〇が、 〇〇氏、 〇〇氏
及び 〇〇氏から所有権移転を受け、建売住宅を建設しようとする
申請でございます。
議案書10ページをご覧ください。
22号は、〇〇の 〇〇氏が、〇〇の 〇〇氏から使用貸借
権設定を受け、自己住宅を建設しようとする申請でございます。
23号は、〇〇の 〇〇氏が、〇〇の 〇〇氏から使用貸借

権設定を受け、農業用倉庫を建設しようとする申請でございます。

24号は、〇〇の 〇〇氏が、〇〇の 〇〇氏から使用貸借権設定を受け、自己住宅を建設しようとする申請でございます。

本件は、貸出人である 〇〇氏が申請地からの土砂流入を防ぐため、約4年前に当該土地の一部を造成し、貸出人の宅地の一部として使用しておりました。今回、借受人の自己住宅を建設するため調査したところ、当該土地が違反転用であることが発覚しました。貸出人からは、「農地法についての認識と理解が乏しく、許可を受けるための手続きを行わないまま造成を行ってしまいましたが、今後は法令を遵守します。」との始末書が提出されております。

25号は、〇〇の 〇〇氏ほか〇名が、〇〇の 〇〇氏から使用貸借権設定を受け、自己住宅を建設しようとする申請でございます。

議案書11ページをご覧ください。

27号は、〇〇の 〇〇氏が、〇〇の 〇〇氏から使用貸借権設定を受け、自己住宅を建設しようとする申請でございます。

28号は、〇〇の 〇〇氏が、〇〇の 〇〇氏から使用貸借権設定を受け、農家住宅及び農業用倉庫を建設しようとする申請でございます。

29号は、〇〇の 〇〇氏が、〇〇の 〇〇氏から所有権移転を受け、自己住宅を建設しようとする申請でございます。

30号は、〇〇の 〇〇氏が、〇〇の 〇〇氏から所有権移転を受け、露天駐車場に転用しようとする申請でございます。

本件は、譲渡人である 〇〇氏が、平成25年1月に申請地を相続しましたが、当該土地は譲渡人の父親がかつて染色工場を営んでいた際に工場の駐車場として造成工事を行い使用しておりましたが、この度の売買にあたり調査したところ、違反転用であることが判明いたしました。譲渡人からは、「今後、法令を順守し、このようなことがないようにいたします。」との始末書が提出されております。

31号は、〇〇の 〇〇氏が、〇〇の 〇〇氏から使用貸借権設定を受け、自己住宅を建設しようとする申請でございます。

以上、13件、ご審議よろしく願いいたします。

議長 ありがとうございます。

事務局より、13件について説明がありましたが、26号を除き、18号より地元委員さんの意見をいただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

地区委員 18号 問題ありません。
19号 問題ありません。
20号、21号 問題ありません。
22号 問題ありません。
23号 問題ありません。
24号、25号 問題ありません。
27号、28号 問題ありません。
29号、30号 問題ありません。
31号 問題ありません。

議長 ありがとうございます。
地元委員さんの方からはすべて問題なしということでございます。他にご意見、ご異議等ございませんか。

委員一同 異議なし。

議長 ありがとうございます。
「異議なし」ということでありますので、以上13件を原案どおり承認することとし、知事に進達いたします。

農業振興地域整備計画変更に対する意見の決定

議長 次に、農業振興地域整備計画変更関係、議案書は12ページになります。議案第4号、農業振興地域整備計画変更に対する意見の決定について、西条市長より意見照会がありましたので、議案内容を事務局より説明いたします。

事務局 議案書13ページをご覧ください。
位置図と地番図は15ページから17ページとなります。
2号の申請地は、安用出作地区の国営緊急農地再編整備事業道前平野土地改良区の事業区域内であり、非農用地区域に設定されておりますが、事業完了前に農業用倉庫を建設する必要があることから、農用地区域からの除外をしようとする申請でございます。
3号につきましては、筆数が多いので対象となる農地を14ページに掲載しております。申請地は、久妙寺地区の国営緊急農地再編整備事業道前平野土地改良区の事業区域内であり、非農用地区域に設定されておりますが、事業完了前に自己住宅等を建設する必要があることから、農用地区域からの除外をしようとする申請でございます。

ます。

以上2件、ご審議よろしく申し上げます。

議長

ありがとうございました。

ただ今、事務局から説明がございました2件であります。まず、2号から地元の委員さんの意見をいただきたいと思っております。お願いいたします。

地区委員

2号 問題ありません。

議長

3号についてはどうでしょうか。

地区委員

3号 問題ありません。

議長

ありがとうございます。

地元の委員さんの方からは、2件とも問題なしということでございますが、他にご意見、ご異議等ございませんでしょうか。

委員一同

異議なし。

議長

ありがとうございます。

「異議なし」ということでありますので、以上2件を原案どおり承認することとし、市長に回答いたします。

農用地利用集積計画に対する意見の決定

議長

次に、農用地利用集積計画に対する意見の決定について、議案書18ページ、議案第5号、農用地利用集積計画に対する意見の決定について、西条市長より意見照会がありましたので、議案内容を事務局より説明いたします。

事務局

議案書20ページの「令和5年度 農業経営基盤強化促進事業の概要（第2号）」の内容に誤りがありましたので、申し訳ございませんが、お手元にお配りしております資料に差替えをお願いいたします。

それでは、差替え分の20ページをご覧ください。

件数が多いため、筆ごとの説明は省略させていただきますが、いずれも申出書を確認し、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の

各要件は満たしておりますことを、ご報告いたします。

詳細につきましては、議案書21ページから43ページとなっております。

農業経営基盤強化促進法による利用権設定等の件数は、140件、面積は、43万0,000.65㎡となっております。

そのうち、所有権移転は、5件、面積は、2万9,425.00㎡となっております。

以上でございます。ご審議よろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。
ただ今、事務局より説明がありました内容でございますが、よろしくご審議お願いいたします。

(意見なし)

議長 委員の皆さんの方から、この件に関しまして、ご意見、ご異議等ございませんか。

委員一同 異議なし。

議長 ありがとうございます。
「異議なし」ということでありますので、原案どおり承認することとし、市長に回答いたします。

西条市農地利用最適化推進委員の候補者の選任

議長 次に、議案書44ページ、議案第6号、西条市農地利用最適化推進委員の候補者の選任について、を議題といたします。

内容を事務局から説明いたします。

事務局 最初に、先月の第1回総会でお諮りした選考委員会の結果についてご報告させていただきます。

「神戸・加茂・橘・禎瑞」地区において、定数4名に対し、5名の推薦・応募があったことから、会長を含めた幹事9名を選考委員とし、選考委員会を設置し、選考を行う旨、第1回総会にて、ご承認いただいたところでございます。

第1回総会終了後、選考委員会を開催いたしました。選考委員会では、提出された推薦届と、前回お示ししました委員候補者評価基

準に基づき、地域や団体からの推薦の有無、農業経歴、農業経営の状況など、7つの項目にて客観的な評価を行い、その結果をもとに、協議を行いました。

協議の結果、全会一致で、伊藤正夫氏、伊藤龍二氏、日野哲也氏、宮武恭宏氏の4名を候補者とすることに決しましたのでご報告いたします。

今回、この4名を含めた、議案書45ページの30名を、西条市農地利用最適化推進委員候補者とするについて、ご審議よろしくをお願いします。

議長 ありがとうございます。

ただ今、事務局より選考委員会の結果及び推進委員候補者について、説明がありましたが、これに関して委員の皆さんからご意見、ご質問等はございませんでしょうか。

(意見なし)

議長 ございませんでしょうか。

委員一同 異議なし。

議長 それでは、推進委員候補者についてお諮りいたします。議案の名簿登載者を「西条市農地利用最適化推進委員候補者」として選任することとしてよろしいでしょうか。

委員一同 異議なし。

議長 ありがとうございます。

「異議なし」ということでありますので、名簿登載者全員を推進委員候補者とするに決定いたします。

報告承認案件

議長 それでは最後になりますが、報告承認案件について、事務局より報告をいたします。

事務局 それでは、ご報告させていただきます。

令和5年3月16日から、令和5年4月14日までの受付期間中

に、農地法第18条第6項、解約通知を13件受理いたしております。

以上、報告案件について、ご了承をお願いいたします。

議長 ありがとうございます。

ただ今、事務局より報告があった案件について、ご意見、ご異議等がございますか。

委員一同 異議なし。

議長 ありがとうございます。

異議なしということでございますので、以上で報告承認案件を終了いたします。

以上をもちまして、本日の議事日程は全て終了しましたので、これをもって総会を閉じたいと思います。

慎重審議、ありがとうございました。

8. 議案結果

議案第1号	農地法第3条の規定による許可申請について	原案承認
議案第2号	農地法第4条の規定による許可申請書に対する意見の決定について	原案承認
議案第3号	農地法第5条の規定による許可申請書に対する意見の決定について	原案承認
議案第4号	農業振興地域整備計画変更に対する意見の決定について	原案承認
議案第5号	農用地利用集積計画に対する意見の決定について	原案承認
議案第6号	西条市農地利用最適化推進委員の候補者の選任について	原案承認
報告事項	報告承認案件	原案承認

9. 閉会の日時

令和5年5月8日 午後3時16分